

給食費のご案内(公立保育園・公立こども園)



令和7年4月分から令和7年8月分までの給食費についてご案内します。

※今回の算定では定額減税反映後の市民税所得割額を用いています。

《詳細》保育料及び給食費について
(横須賀市ホームページ)

給食費(主食・副食費)の額

施設	認定区分	主食費(月額)	副食費(月額)
市立保育園(田浦保育園以外)・ 市立こども園	2号認定	1,500円	4,500円
市立田浦保育園	2号認定	0円	4,500円
市立こども園	1号認定	1,500円	2,900円

※副食費は、世帯の市民税所得割額等により免除となります。

(副食費免除対象者について、下記「主食費のみご負担いただく世帯」をご参照ください。)

給食費と市民税の関係

○副食費免除対象者を決定する税額の年度は、4~8月、9~3月で切り替わります。

4月	5月	6月	7月	8月※	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	-----	----	-----	-----	-----	----	----	----

令和6年度 市民税所得割額

令和5年1月1日~令和5年12月31日

までの収入に対する税額

(米軍属の方は2023年のW2)

令和7年度 市民税所得割額

令和6年1月1日~令和6年12月31日

までの収入に対する税額

(米軍属の方は2024年のW2)

※市立こども園(1号)は、8月分給食費の負担はありません。

○父もしくは母(あるいは両親とも)の市民税所得割額が確認できない場合は、主食・副食費を徴収します。以下のとおり書類を園または市に提出することで、改めて給食費を算定します。(税額によっては金額が変わらないことがあります。)

①令和6年1月1日時点で横須賀市に住民登録をしていない場合

住民票のあった市区町村から令和6年度市民税課税(非課税)証明書を取得し提出

②未申告の場合

市役所市民税課で令和5年中の所得申告後、令和6年度市民税課税(非課税)証明書を取得し提出

今回お送りした物は以下のとおり、税額等により内容が異なります。

主食費のみ負担いただく世帯	主食費と副食費を負担いただく世帯
○市民税所得割額(父母合算)が、 ・57,700円未満(年収360万円未満相当) ・77,101円未満のひとり親世帯 ○第3子以降の子ども(※) ○生活保護世帯	○市民税所得割額(父母合算)が、 ・57,700円以上(年収360万円以上相当) ・77,101円以上のひとり親世帯 ○市民税未申告の世帯
↓	↓
副食費免除通知を同封 月 1,500円 (市立田浦保育園の場合:月 0円)	副食費免除通知が同封されていない 月 6,000円 (市立こども園1号認定の場合:月 4,400円)
後日郵送 納入通知書(1,500円)×5枚 (口座振替の場合は無し)	後日郵送 納入通知書2種 (1,500円×5枚、4,500円(または2,900円)×5枚)計10枚 (口座振替の場合は無し)

*第3子以降の子どもについて、教育・保育施設に通う小学生未満で、年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と位置づけます。